



質問

監事が総会議案（収支決算案）を承認しない場合、議案上程はどのように考えたらよいですか。

（相談概要）

通常総会の開催にあたり、監事による監査を受けたところ、監査意見書が提出されましたが、収支決算案の承認はされませんでした。このような場合、理事会は収支決算案を総会に議案上程することはできますか。なお、規約はマンション標準管理規約に準拠しています。

（背景）

理事会の事務処理にミスが多いため、監事が収支決算案を不承認としました。その後、理事会は修正対応しましたが、理事会と監事が感情的にこじれ、監事は監査意見書を付した上で、修正案も承認しない状況です。



回答

マンション標準管理規約第59条では、収支決算案を監事の会計監査を経て、総会に報告することとされていますが、監事の承認までは議案上程の要件とされていません。そのため、監事の不承認により、議案上程自体が不可能となるものではありません。しかしながら、当該議案に対して区分所有者が適切に判断できるよう、理事会としては、規約に基づく監査を経て監査意見書が提出されたこと、収支決算案は監事不承認であることを明示した上で、議案書に監査意見書を添付するとともに、その経緯について十分な説明を加えるなど、不要な混乱を避けるための配慮が必要かと思えます。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。